明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一〇八）　一
○肥料を登録した件（同一一〇九）　二
○農薬を登録した件（同一一一〇、一一一一）　二
○農薬を再登録した件（同一一一二）　四
○農薬の登録が失効した件（同一一一三）　四
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通六六二）　五
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同六六三）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局一四二）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一四三）　六
○道路に関する件（四国地方整備局四九～五一）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府　最高裁判所　七

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　七

法務

公証人任免（法務省）　七

国家試験

平成三十年度一級建築施工管理技術検定実地試験（臨時）の実施について（国土交通省）　七

平成三十年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告（最高裁判所）　七

〔公告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、裁定表記載、製造たばこ小売定価関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等

厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　二九

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他

## 告示

○農林水産省告示第千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町大名倉字大洞一の七三から一の七七まで（以上五筆国有林）、一の一〇から一の一六まで、清崎字榎平一、二の一から二の四まで、二の一の一から二の一の四まで、二の二の一から二の二の六まで、二の三の一から二の三の四まで、二の六の一から二の六の五まで、二の九から二の九の六まで、二の一一、二の一二、三から五まで、五の一、字菜畠三の一・三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一、一の一、三、四の一から四の一一まで、四の三の一、四の九の一から四の九の六まで、四の九の八、四の一三から四の一五まで、五から七まで、八の一、九から一一まで、一三、一六、二三の一、二三の二、字カラ沢四の六、四の九から四の一二まで、四の九の一、四の一七、四の一九、四の二〇、八橋字マキボラ一の一〇四・一の一一〇・一の一一三から一の一一七まで・一の一二一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二〇、一の二二、一の二四から一の二六まで、一の九五から一の一〇一まで、一の一〇三、一の一〇五から一の一〇七まで、一の一一一、一の一二、一の一三九、神田字向山二（次の図に示す部分に限る。）、四、五、七、字一ノ又一一の二から一一の五まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六の一、六の三、六の四、八の一、八の三、九の二、九の四、一一の一、一一の六から一一の一〇まで、一一の一二、一四の三、東栄町大字振草字上粟代大稲目一の一、二、三の二、字上粟代稲目平一五、大字月字大松戸七（次の図に示す部分に限る。）、一、二の一、二の三、四の一、四の三、五、六、字兀岩二から六まで、七の一、字棚沢一、二の一、三、四、字南大沢一、二、三の一、三の三から三の五まで、四から一〇まで、字北大沢一の二、一の三、一の九、一の一三、一の一四、二の一、二の二、二の四、三の一、三の三、四の一、四の三、五の一、六の一、六の三、七の一、七の三、八の一、八の三、九の一、九の三、一〇の一、一〇の三、一一、一二、一三の一、一四、一五、一六の一、一七から二〇まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字御所平四三の四、字広野一の四、一の八、下黒川字宝地四の二、四の三、上黒川字西宇連二八の一、二八の七、二八の八、二八の一〇、二八の一二、二八の一三、字東金越一七の一二から一七の一四まで（以上三筆国有林）、一七の一、三沢字大菅二二の六、二二の一六、二三の一八、二三の一、二六の一から二六の六まで、三〇の一、三〇の三、三五の三、字横手四三の二（国有林）、四三の一、四四、四七の一、字明金三一の六、富山字向山六の五、六の六、字戸津原九、一〇、一一の一、一一の二、三八の三、三八の九、東栄町大字振草字下粟代萩平一六、一九から二一まで、字下粟代日向一八の一（次の図に示す部分に限る。）、一二の七、一七の一、一九の二、一九の五、二一、二六の一、二七、二八の一、三七の一、三七の四、字下粟代清代六の一、六の七、字上粟代軒山四、四の二、字上粟代上ノ山一の二、字上粟代若栃七、八、字古戸魚留メ二二の三（国有林）、二〇の一・二二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九、二〇の二、二一の一、二一の二、二二の四、二三の一、二三の三、二三の四、字古戸崩沢二四の一、大字御園字坂場一二七の一、大字下田字尾山二四、四二、大字西薗目字沢上三